○法務省令第二十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（少年院に置く部）	［条を加える。］
第三条　東日本少年矯正医療・教育センターに、医療部を置く。	［条を加える。］
（少年院の医療部の所掌事務）	（少年院に置く課等）
第四条　医療部は、保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務をつかさどる。	**第三条**　少年院に、次の二課を置く。
（少年院に置く課等）	庶務課
第五条　少年院（東日本少年矯正医療・教育センターを除く。）に、次の二課を置く。	医務課
庶務課	［項を加える。］
医務課	［項を加える。］
2　東日本少年矯正医療・教育センターに、医療部に置くもののほか、庶務課を置く。	
3　医療部に、次の二課を置く。	
保健課	
医療課	
4　前三項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院及び福岡少年院にあっては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあっては三人）を置く。	2　前項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院及び浪速少年院にあっては、二人）を置く。
（少年院の庶務課の所掌事務）	（少年院の庶務課の所掌事務）
第六条　［略］	**第四条**　［同上］
（少年院の医務課の所掌事務）	（少年院の医務課の所掌事務）
第七条　［略］	**第五条**　［同上］
（少年院の保健課の所掌事務）	［条を加える。］
第八条　少年院の保健課は、前条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。	［条を加える。］
（少年院の医療課の所掌事務）	（少年院の首席専門官の職務）
第九条　少年院の医療課は、第七条第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。	**第六条**　［同上］
（少年院の首席専門官の職務）	2　東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院及び浪速少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。
第十条　［略］	
2　東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院及び福岡少年院の首席専門官二人は、それぞれ教育担当及び支援担当とし、教育担当の首席専門官は前項第三号及び第五号から第七号までに掲げる事務を、支援担当の首席専門官は同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。	